

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

香 川 県 教 育 委 員 会

### 香川県教育委員会規則第8号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(週休日の振替等)</p> <p>第4条 条例第6条の教育委員会規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする<u>8週間前</u>の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする<u>16週間後</u>の日までの期間とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(代休日の指定)</p> <p>第8条 条例第10条第1項の規定に基づく代休日（同項に規定する代休日をいう。以下同じ。）の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする<u>16週間後</u>の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（休日を除く。）について行わなければならない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(週休日の振替等)</p> <p>第4条 条例第6条の教育委員会規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする<u>12週間前</u>の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする<u>12週間後</u>の日までの期間とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(代休日の指定)</p> <p>第8条 条例第10条第1項の規定に基づく代休日（同項に規定する代休日をいう。以下同じ。）の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする<u>12週間後</u>の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（休日を除く。）について行わなければならない。</p> <p>2・3 略</p>

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。